

早通コミュニティセンター

《利用のきまり》

早通地域コミュニティ協議会 管理運営委員会

住みよい地域社会を築き憩の場である「早通コミュニティセンター」は、「みんなが楽しく」を利用する施設です。

「早通コミュニティセンター」の利用にあたり、「お互いに仲良く譲り合いの精神」を持って秩序を守るとともに、「公共施設」を大切に利用しましょう。

■早通コミュニティセンターの管理・運営について

早通地域内の自治会や各種団体及びコミュニティ活動に賛同する団体等が構成する「早通地域コミュニティ協議会」が、新潟市から指定管理を受けて「早通コミュニティセンター」の管理・運営にあたっています。

■早通コミュニティセンターの機能

地域住民におけるコミュニティ活動・自治会連合会活動・自治会活動・防災及び防犯活動・文化及び教養活動・保健、体育、レクリエーション活動・福祉及びボランティア活動等の場です。

■場所について

所在地：〒950-3372 新潟市北区早通 37-1

電話・FAX 025-386-3755

■利用できる時間について(休館日を除く)

(1)利用できる時間は原則として、午前9時～午後9時30分です。

(2)利用時間は、部屋の清掃並びに用具等の後始末の時間を含みます。

但し、借用を希望する部屋が空室である場合、貸出時間より 15 分前に遡って部屋の貸出を許可します。

■休館日について

(1)国民の祝日及び、祝日の振替日。

(2)12月29日～1月3日(年末年始期間)

(3)新型コロナウイルス等感染拡大防止や緊急事態等、新潟市・新潟県等から指示があった場合。

■利用団体の条件

- (1)利用団体の構成員がおおむね 5 人以上であり、且つ過半数が新潟市に在住、在勤・在学であること。
- (2)施設の利用目的が社会教育的(学習会など)な集会及び公共的な利用であること。
- (3)営利目的や特定の政党、宗教活動または、それを支援する活動に該当しないこと。
- (4)構成員の自主運営に基づく団体であり、私塾的な要素をもたないこと。
- (5)団体の代表者は満 15 歳以上(中学生を除く)であること。(団体の構成員の過半数が中学生以上である場合、代表者は成人であること。)

■利用手続き・利用承認及び取り消しについて

- (1)利用の申し込みについては、所定の用紙に利用料金を添えて受付窓口に提出してください。提出後に申し込み内容を確認のうえ許可書の交付を受けてください。
- (2)受付時間は、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時までです。土曜日・日曜日及び休館日での受付はしません。
- (3)電話や FAX による「申し込み」「変更」は、できません。
- (4)利用の承認・不承認は、早通地域コミュニティ協議会 管理運営委員会が決定します。
- (5)早通地域コミュニティ協議会及び早通自治会連合会が主催する事業及び会議等は、優先的に会場を確保します。
- (6)定期的に利用している団体の申し込みは、利用日の 2 か月前の 1 日から 10 日までの期間を受付期間とし、申し込み日時で部屋を確保します。
- (7)不定期または、臨時の(他の地区からの申し込み…新規を含む)に利用する団体の申し込みは、利用時の 2 か月前の 11 日以降を受付期間とし、先着順で会場を確保します。
- (8)利用については、早通地域住民及び団体を優先します。
- (9)変更や取り消しが発生した場合は、速やかに早通コミュニティセンター受付窓口に申し出て所定の手続きを行ってください。
- (10)申し込み期限及び変更は、利用する日の 3 日前までです。
- (11)取り消しは、申請書を提出した利用日の 3 日前までです。この期間内であれば返金可能ですので受付窓口まで申し出てください。
- (12)利用日の振替えにつきましては、原則できませんのでご了承ください。
- (13)利用時間については、原則 1 時間ごとに料金設定を行っていますので 30 分での利用は繰り上げて 1 時間の利用料金とします。

■利用にあたり注意事項

利用者は、利用にあたり次の事項を厳守して下さい。守られない場合は、以後の利用を禁止する場合があります。

(1)利用する責任者は、受付窓口で利用する部屋の鍵を受け取って入室してください。

ただし、借用を希望する部屋が空室である場合、15分前に遡って部屋の貸出を許可します。

(2)退出する場合は、整理整頓・清掃を行い使用した部屋の点検確認を実施したうえ、報告書に記入し受付窓口へ提出して下さい。

(3)他の部屋を利用している利用者及び近隣に迷惑をかけないようにしてください。

(4)利用時間は、必ず厳守してください。

(5)無断で利用場所を変更したり備品などを使用しないでください。

*利用場所の変更や備品の使用が必要な場合は、入館時に受付窓口に申し出てください。

(6)設備・備品等を破損した場合、速やかに受付窓口(担当員)に申し出て指示を仰いでください。(場合によっては、有償で補償していただきます。)

(7)ゴミは、所定の位置にあるゴミ箱を利用して下さい。なお、持ち込みされた空容器・あきビン・空き缶等については、各自持ち帰って下さい。

*アルコール等酒類の利用については、いするぎ荘のみです。

(8)指定場所以外での火器の使用は厳禁です。

(9)館内はすべて禁煙です。

(10)早通コミュニティセンター事務局に申告せずに無断で印刷物を配布することや掲示することを禁止します。

■利用制限及び禁止事項

次のような目的の利用は承認しません。また、違反行為が発生した場合は、直ちに承認を取り消し、以後の利用を禁止します。

(1)風俗・環境・秩序・公益を乱すことや乱す恐れのある場合。

(2)建物・器具・機械やその他の物件を汚損・破損・毀損する恐れがある場合。

(3)利用する目的がはっきりせずに曖昧な場合。

(4)営利を目的(学習塾等で月謝、受講料を徴収する団体等)の利用を認めません。

ただし、教材費・資料費程度の会費のみを徴収し、営利を目的としない団体の利用は許可します。

(5)アルコール類の持ち込みは、早通地域コミュニティ協議会 管理運営委員会の承認を受けて下さい。また、飲酒される場合は良識の範囲内に留め限度を守ってください。

(6)特定の政党及び特定の候補に関する選挙活動と認められる場合。但し、選挙管理委員会から要請があった場合は除く。

(7)その他、早通コミュニティセンターの管理・運営上支障がある場合。

■利用団体がコミュニティセンターに仮置きする物品について

団体等において、早通コミュニティセンターに仮置きする場合は、所定の用紙(物品等仮置き場所借用申請書)に記入して同コミュニティセンター窓口まで提出してください。

早通地域コミュニティ協議会 管理運営部会で内容を審査し、許可書を発行します。

●許可なく仮置きすることはできませんのでご注意ください。

なお、申請書の有効期限は1年間ですので、毎年4月中に新規更新手続きを行って下さい。

■利用料金

部屋名	1時間あたりの利用料金	備考
小会議室 (25.7 m ²)	200円	1階
学習室 (71.2 m ²)	300円	1階
講座室 (29.3 m ²)	200円	2階
講堂 (181.3 m ²)	800円	2階
調理実習室 (60.1 m ²)	450円	2階
和室 (93.6 m ²)	400円	別棟 いするぎ荘
工作室 (30.1 m ²)	300円	別棟 いするぎ荘

*飲酒を伴う場合は、1室につき一律1,000円を利用料金に加算します。

なお、飲酒をする場合は、「いするぎ荘」のみです。

■その他

この「利用のきまり」に定めのない事項については、早通地域コミュニティ協議会 管理運営委員会会議により、決定するものとします。

◎附則

この「きまり」は、規則と称し平成26年4月1日より実施する。

この「きまり」は、規則と称し平成27年4月1日より一部改正実施する。

この「きまり」は、規則と称し平成30年4月1日より一部改正実施する。

この「きまり」は、規則と称し令和3年4月1日より一部改正実施する。

この「きまり」は、規則と称し令和7年4月1日より一部改正実施する。